

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅の管理について
<p>申立概要 【受理29.12.1】</p>	<p>府営住宅（以下「当該団地」という。）の共用部である廊下の天井に小型扇風機（以下「当該扇風機」という。）を設置したところ、京都府営住宅管理センター（以下「センター」という。）にコードを切断されるなど損壊され、強制的に撤去された。当該扇風機は、隣室からのたばこの副流煙により健康を損ねたためセンターに苦情を複数回申し入れたが、改善されないためやむなく設置したもので、落下防止のための安全対策も講じていた。</p> <p>しかしながら、センターは警告書を1回のみ貼付しただけで、連絡もなく、撤去日時も明示しないまま撤去を実施した。</p> <p>当該扇風機の破損を最小限とする配慮もなされておらず納得できない。</p>
<p>確認事項</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該団地は京都府が整備し、京都府住宅供給公社に管理業務を委託しているもので、入居者対応等の現場業務は公社の機関であるセンターが行っている。 ○ 当該扇風機は当初結束バンドにより固定する形で無断設置されており、重大な人身事故のおそれがあるとの判断から警告書を貼付し、後日チェーンロックで補強されたが未だ危険な状態にあると改めて判断したが、自主撤去がなされなかったため、センターが管理権に基づき撤去したものである。 ○ 申立人への連絡は、警告書を掲示し、撤去時に住居前で撤去を宣言した以外に1回電話をしたものの連絡はとれず、その他の連絡は行っていない。 ○ 放置すると通行者等が負傷するおそれがあるため、撤去に際してやむを得ずコードの切断等を行った。 ○ 当該団地において喫煙は禁止されていないものの、申し入れがあるごとにセンターは当該団地の管理者として、隣室の居住者に喫煙を控えるよう等の依頼をしている。
<p>結果（要望） 【通知30.1.24】</p>	<p>管理者として重大な人身事故を緊急回避のために行ったものとして一定の理由は認められるものの、撤去の事前説明や方法については不適切であったと思われるため、緊急避難的措置といえども十分に丁寧な対応をするよう要望した。</p>
<p>対応状況</p>	<p>今回の措置は緊急避難的措置として撤去したものであるが、例外的な取扱いであっても、可能な限り丁寧な対応をとることが必要であることを改めて確認した。</p>